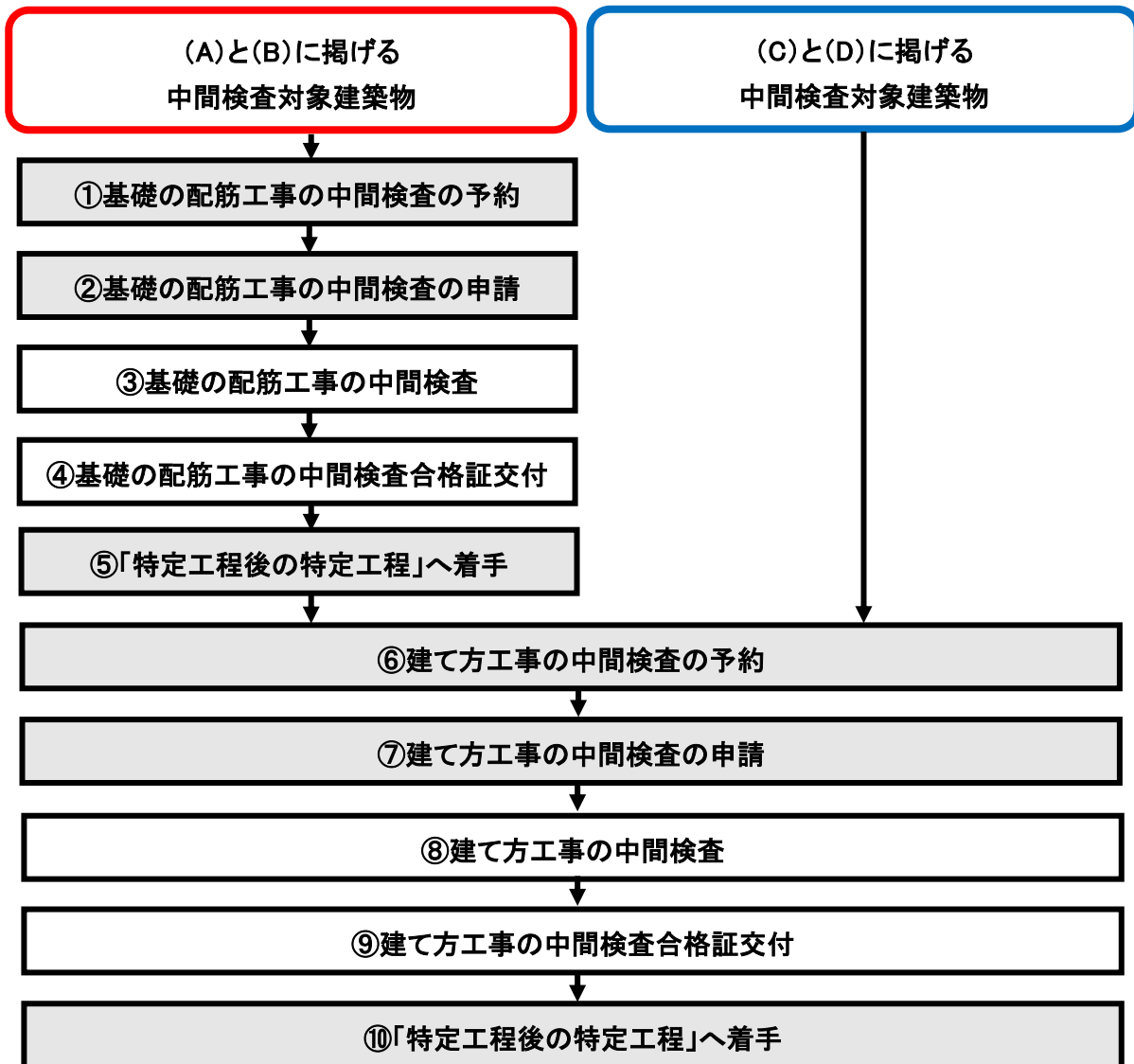


○手続きフロー



①基礎の配筋工事の中間検査の予約

大阪市では、中間検査を申請いただく前に、電話等により中間検査日時の予約を行ってください。

②基礎の配筋工事の中間検査の申請

特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に中間検査の申請が必要です。(建築基準法第7条第2項)

・中間検査申請に必要な書類

1	中間検査申請書	中間検査申請書様式
2	当該建築物の確認申請図書副本	建築確認と同一機関の場合は不要
3	軽微な変更説明書	法第12条第5項による報告書
4	工事監理報告書	特定行政庁が工事監理の状況を把握する為に必要として規則で定める書類
5	委任状	代理者が申請される場合

### ③基礎の配筋工事に関する中間検査

特定工程は「基礎の配筋工事」です。大阪市では中間検査時に工事監理者の立合いをお願いしています。

※中間検査時に提出や提示が必要な書類については、確認申請書の副本に添付している『「工事計画・施工状況報告書」指示書』に記載していますので必ず確認してください。

### ④基礎の配筋工事の中間検査合格証交付

代理者の方へ：中間検査合格証は必ず建築主の方へお渡しください。

建築主の方へ：中間検査合格証は確認済証(通知証)とあわせて大切に保管してください。

### ⑤「特定工程後の工程」の着手

特定工程後の工程に関する工事については、中間検査合格証の交付後に施工することができます。

### ⑥建て方工事の中間検査の予約

中間検査を申請いただく前に電話等にて検査日時の予約を行ってください。

### ⑦建て方工事の中間検査の申請

特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に中間検査の申請が必要です。(建築基準法第7条第2項)

・中間検査に必要な書類

1	中間検査申請書	中間検査申請書様式
2	当該建築物の確認申請図書副本	建築確認と同一機関の場合は不要
3	軽微な変更説明書	法第12条第5項による報告書
4	工事監理報告書	特定行政庁が工事監理の状況を把握する為に必要として規則で定める書類
5	委任状	代理者が申請される場合

### ⑧建て方工事に関する中間検査

特定工程については構造・規模・用途によって違いがあるため「中間検査 特定工程」ページをご確認ください。

大阪市では中間検査時に工事監理者の立合いをお願いしています。

### ⑨建て方工事の中間検査合格証交付

代理者の方へ：中間検査合格証は必ず建築主の方へお渡しください。

建築主の方へ：中間検査合格証は確認済証(通知証)とあわせて大切に保管してください。

### ⑩「特定工程後の工程」の着手

特定工程後の工程に関する工事については、中間検査合格証の交付後に施工することができます。